

タイトル～<【認定作業】は、全体論よりも「今は細部の詰め」が重要>

■「森」を論じ過ぎて、「木」を見れていない。

【木を見て森を見ず】と言う「ことわざ」がある。いわゆる、『目の前の事象や、物事の一部や細部にこだわり過ぎて、全体の事や流れを見失うこと』を、たしなめる言葉ですね。しかし今、その「全体の推論」を皆が論じ過ぎていて、「具体的な現場論」に関して、後手に回り過ぎていてのではないのだろうか？・・・と今、懸念せざるを得ない。具体的には、(新規規制機がリリースされてもいない)「規則改正後の業界未来像」とか、(未だに詳細すら決まっていない)「スロット6号機未来の話」とか、業界未来を語る事・耳を貸す事は大事な事であり、決して疎かにすべきではないが、今このタイミングで話し合わなければならぬのは、**集中的に【認定とみなし機の問題】**であろうと思う。「大局的な見解・評論」は業界の重鎮の皆様にお任せするとして、いよいよ<リアルに動き出す認定申請問題>を直前に控え、ホール現場に携わる管理職を含めた方々は、『今は、森を見ずに木を見るべし』と申し上げたい。

■現実最大の問題は、「認定にまつわる様々な問題」の解決。

まずは、この度の認定について、【二つの分類の定義】をしておきます。

- ①「1月31日まで」に、検定期間が終了する遊技機を・・・【通常認定】
- ②「2月1日以降」に、検定期間満了を迎える遊技機を・・・【早期前倒し認定】

この定義に基づいて、「認定に対する総括問題」を提示し、各々の組合・店舗にて解決して頂きたいと思います。

- ①に関しての認定スケジュールは、検定期間内の原則から、従来通りのスケジュールで動くことは必然となる。
- ②に関しては、最低限、各警察と協議をしたと思われる各組合のスケジュール日程に順じて認定申請書提出を行う事になります。

■そして・・・今のその「諸問題」～<行政的手続き>。

本日22日現在、まだ府県のスケジュールが確定していないと言う地域も有りますが、正直のんびりしている時間はありません。早々に組合に進言し、スケジュールの確認をお願いして下さい。なんとなく「他人任せ」にしておいて、あとで『だって組合が・・・』とか言ったところで、**困るのはあなたのホールであり、あなたの会社ですから**(汗)そして、その時は、『誰も助けてくれません』から。

さて、その早期前倒し認定での諸問題ですが、様々な想定外事案がここへ来て検証され始めています。せめて、下記の表にある項目は、各ホールにて確認し記載出来るようにはしておきたいところです。

| 早期前倒し認定に関する<行政手続き上>の確認 | | |
|------------------------|---------------|-----|
| 事前点検 | 販社(取扱主任者)は誰が? | |
| | 点検日はいつ? | 月 日 |
| 保証書作成 | 作成依頼日はいつ? | 月 日 |
| | 書類ホール着はいつ? | 月 日 |
| 認定申請 | 所轄提出日はいつ? | 月 日 |
| | 認定検査日はいつ? | 月 日 |
| | 認定通知日の受理はいつ? | 月 日 |

無論、「機種毎」なのか? 「数機種一括」なのか? 「全台一括」なのか?・・・の確認も必要となります。

更に、何度も言うが「パチンコ業界で初めて」の事案なのだから、「以前の常識・やり方」なんて全く通用しない。

『前は・・・』と言う言葉を封印して、『この度は・・・』と限定的に捉えておく必要がある。

以前にも書いたが、「年間5万台」以下の認定申請業務が、あと「3ヶ月で120万台(年間500万台ペース)」となり『全てが100倍！』と言う、とんでもない作業量が要求され、業界組織的にも、行政組織的にも、物資的にも、物理的にも、人材的にも、論理的にも、『誰が考えたって無理がある』事は分かります。そこには、『絶対に落度も漏れもトラブルも発生する』事は必然の流れであり、『出来て当たり前！・やって当たり前！』なんて逆に「有り得ない話」です。

■更に続く「諸問題」～＜営業的配慮＞。

上記表にある項目として重要なのが、「認定申請の所轄提出日」と「認定通知日受理」のスケジュールがある。行政側は言いました。『認定申請後から申請中の承認申請は(原則論として)受けない』と。・・・まだそれは良い。さて、これから問題が表面化となるのが、『認知申請中(申請～認定通知日まで)の、当該遊技機は撤去できない』と言う事実と、『同遊技機は、店内移動(設置台番号が変わる)は出来るのか?』の問題が、どんな営業的問題を抱えるのか?を知る事になる。

ザックリ言えば、『11月・12月・1月の新台は、どこに設置するのか?』と言う事になる。

特に「年末商戦のパチンコ」において、大型版権の各機種が「3万台～8万台」と言われる中、仮に「ボックス40台を導入」で、本当に「1ボックスに40台の完全配置」できるのだろうか?・・・と言うケースを心配してしまいます。

まさか、『認定申請中の台があるので、新台が飛び飛びに設置することになった』なんて事は無いですよね?

一部の県では、「申請中であっても、遊技機の店舗内移動は可能」としている行政もあるが、それを行政確認している事は、非常に優秀な組合だと思ってしまう。

前述したが、『今まで大丈夫だったから・・・』とか言って、『いざダメです!』と言われたら、それが営業上にどれだけの損失を生むのか?・・・店舗側は想定しておかなければならない。

特に『認定受理した後に、一旦倉庫で保管～時期見て再設置』と言うリスクマネジメント論は理解できるし、私も提唱・把握しているが、そもそも『その撤去はいつになるのか?』の「詳細日程が不明」な現実もある。

してや「年末にリニューアル」を予定しているような店舗は、更に厄介である。そもそも「島構成が変わるのに・・・」、「まだ設置場所も決まってないのに・・・」なんて状態から、11月に認定申請して、認定通知書が発行される2月まで「撤去も移動も出来ない」なんて事になりかねないですね(大汗)

まあ、元々のリニューアル計画は分かりますが、現状では「それを敢行する」事自体に疑問はありますし、「現状を理解出来ていないのではないか?」・・・とさえ思ってしまう。

とりあえず現状を維持して2月を迎え、それから「春のリニューアル」にリスケするべきでしょう・・・と思いますけどね(汗)

■今更気づいた、「一つの問題」～＜遊技機の所有権＞。

新台の遊技機を「手形購入・リース購入」されている場合、その遊技機の『所有権がどこにあるのか?』の問題がある様です。元々【手形決済】の場合は、完済するまでは、その遊技機全ての所有権は販売メーカーに帰属しており、中古機転売の場合、それを買った法人では『中古書類の発給は(基本的に)不可』となっている。

だが、認定の場合は、(基本的に)「新台を買った法人が、その法人ホール先で、変わらずに認定する」のだから関係無いと、私は勝手に理解していた。がしかし、『それもまた微妙』であり、「確認は必須」となった次第です。

<このコラムは、フリーコンテンツに該当しております。情報共有可としますが、転載・改ざん等はお控えください>

<また、文章・資料等の所有権は、「有限会社トータル・ノウ・コネクションズ」に帰属いたします>

以下、【2017年リリースの新台は、「どこまで認定する必要は無い」のか?】については、有料コラム内容となります。